

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第69号

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則
京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。
第2条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)